



2019年3月15日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O 鈴 木 善 久
 (コード番号 8 0 0 1 東 証 第 一 部)
 問 合 せ 先 I R 室 長 天 野 優
 (T E L . 0 3 - 3 4 9 7 - 7 2 9 5)

会 社 名 B S イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 渡 邊 健
 問 合 せ 先 同 上

株式会社デザート株式（証券コード：8114）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）及び同社の完全子会社であるBSインベストメント株式会社（本店所在地：東京都港区、代表取締役：渡邊健。以下「公開買付者」又は「BSインベストメント」といい、伊藤忠商事及び公開買付者の2社を総称して「伊藤忠商事ら」といいます。）は、2019年1月31日開催の各取締役会において、BSインベストメントが、株式会社デザート（株式会社東京証券取引所市場第一部、証券コード：8114、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、同日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが2019年3月14日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

BSインベストメント株式会社
 東京都港区北青山二丁目5番1号

(2) 対象者の名称

株式会社デザート

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,210,000株	一株	7,210,000株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（7,210,000株）以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が、買付予定数の上限（7,210,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する

内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019年1月31日（木曜日）から2019年3月14日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、2,800円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

応募株券等の総数（15,115,148株）が買付予定数の上限（7,210,000株）を超えましたので、公開買付開始公告（その後公表された、公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせにより訂正された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2019年3月15日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	15,115,148株	7,210,000株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合計	15,115,148株	7,210,000株
(潜在株券等の数の合計)	－	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	229,543 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.44%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	72,100 個	(買付け等後における株券等所有割合 9.56%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	229,543 個	(買付け等後における株券等所有割合 30.44%)
対象者の総株主等の議決権の数	753,665 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2019年2月8日に提出した第62期第3四半期報告書（以下「対象者第62期第3四半期報告書」といいます。）に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（対象者第62期第3四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の単元未満株式41,976株から、2018年9月30日現在の対象者の所有する単元未満自己株式67株を控除した41,909株に係る議決権の数である419個）を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を754,084個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（15,115,148株）が買付予定数の上限（7,210,000株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たなかったため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行うものとなりました。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
2019年3月22日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、伊藤忠商事らが 2019 年 1 月 31 日付で公表した「株式会社デサント株式（証券コード：8114）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（伊藤忠商事らが 2019 年 2 月 28 日付で公表した「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う『株式会社デサント株式（証券コード：8114）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』及び『公開買付開始公告』の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の「2. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由」及び「(3) 本公開買付け成立後の経営方針」に記載の内容から変更ございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

BSインベストメント株式会社
株式会社東京証券取引所

東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。